徳島県規則第59号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和44年徳島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第１条中「（平成14年厚生労働省令第１１６号）」の次に「、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第16号）」を加える。

第17条の11の次に次の２条を加える。

（一時保護委託者の登録の申請等）

第17条の12　法第34条の22第１項の規定による一時保護委託者の登録の申請は、一時保護委託者登録申請書（様式第26号の28）により行わなければならない。

２　法第34条の23の規定による登録一時保護委託者の登録に係る記載事項の変更の届出は、登録一時保護委託者登録事項変更届（様式第26号の29）により行わなければならない。

３　省令第36条の51に規定する登録一時保護委託者の登録の消除の申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（様式第26号の30）により行わなければならない。

（登録一時保護委託者登録簿）

第17条の13　法第34条の22第５項に規定する登録一時保護委託者登録簿は、様式第26号の31によるものとする。

様式第26号の27の次に次の４様式を加える。

様式第26号の28（第17条の12関係）

年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　所
申請者　氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電　話　　（　　）

一時保護委託者登録申請書

一時保護委託者としての登録を受けたいので、児童福祉法第34条の22第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申　請　者　の　種　別	□法人その他の団体　　□個人
一時保護を行う施設の名称 （個人の場合は、屋号、個人宅等）	
一時保護を行う施設の所在地 （個人の場合は、当該保護を行う場所の所在地）	〒 電話　　（　　）
一時保護の定員（保護定員）	人
事業の種類及び内容	□乳幼児を対象とする一時保護 □児童虐待その他の理由により緊急の保護を要する児童を対象とする一時保護 □その他 （　　）

職員の定数及び職務内容（別紙として添付することも可能）

職　　名	定　　数	職　務　の　内　容
	人	
	人	
	人	

主な職員の氏名及び経歴（別紙として添付することも可能）

職　　名	氏　　名	経　歴（資格等の有無を含む。）

注　１　「申請者の種別」欄及び「事業の種類及び内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

２　次に掲げる書類を添付すること。

⑴　児童福祉法第34条の22第２項の基準（条例で定める基準）に適合していることを証する書類（施設の平面図、設備の概要等）

⑵　児童福祉法第34条の22第４項各号（欠格事由）に該当しない旨及び同条第２項の基準を遵守する旨の誓約書

⑶　法人その他の団体にあっては、定款その他の基本約款及び役員名簿

⑷　その他知事が必要と認める書類

様式第26号の29（第17条の12関係）

年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　所
届出者　氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電　話　　（　　）

登録一時保護委託者登録事項変更届

登録一時保護委託者の登録事項について変更するので、児童福祉法第34条の23の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年　　月　　日	登　録　番　号	第　　号
変更の内容	変　更　事　項 （該当する□にレ印を記入）	変　更　前	変　更　後
	□氏名又は名称 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
	□住所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）		
	□一時保護を行う施設の名称		
	□一時保護を行う施設の所在地		
	□一時保護の定員 （保護定員）		
	□事業の種類及び内容		
変更の理由			
変更（予定）年月日	年　　月　　日		

注　変更を行う日の２週間前までに届け出ること。

様式第26号の30（第17条の12関係）

年　　月　　日

徳島県知事　殿

住　所
申出者　氏　名
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
電　話　　（　　）

登録一時保護委託者登録消除申出書

登録一時保護委託者の登録の消除を受けたいので、次のとおり申し出ます。

登　録　年　月　日	年　　月　　日	登録番号	第　　号
消除を申し出る理由			
消除を希望する年月日	年　　月　　日		

注　この申出が、児童福祉法第34条の25の規定に基づく報告の求め、質問、立入検査、改善勧告、登録の取消し等の実施を妨げる目的その他の不正の目的である場合は、登録の消除を行うことができない。

様式第26号の31（第17条の13関係）

登録一時保護委託者登録簿

登録番号	第　　号	登録年月日	年　月　日
１　登録者の基本情報（法第34条の22第１項第１号関係）			
登録者の種別	□法人その他の団体　□個人		
氏名又は名称 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）			
住所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
２　施設及び運営の基準に関する事項（法第34条の22第５項、施行規則第36条の49関係）			
一時保護を行う施設の名称 （個人の場合は、屋号、個人宅等）			
一時保護を行う施設の所在地 （個人の場合は、当該保護を行う場所の所在地）			
一時保護の定員 （保護定員）	人		
事業の種類及び内容	□乳幼児を対象とする一時保護 □児童虐待その他の理由により緊急の保護を要する児童を対象とする一時保護 □その他 （　　）		
３　変更履歴（法第34条の23関係）			
変更年月日	変更事項	変更前	変更後
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
４　登録の消除			
消除年月日	年　月　日		
消除の理由	□登録一時保護委託者登録消除申出書の提出による。 □児童福祉法第34条の25第４項（第５項）の規定による登録の取消し □その他 （　　）		
備考			

様式第39号中「第33条第２項」を「第33条」に、「一時委託」を「一時保護の委託」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。